

平山法律事務所

～独占禁止法案件を専門的に取り扱う法律事務所～

無料セミナー「独占禁止法を基本から理解する」の御案内 (東京・大阪・福岡)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて このたび当事務所主催にて無料セミナーを開催いたしますので御案内申し上げます。

独占禁止法をめぐっては、プラットフォームビジネスをめぐる不公正取引、ビッグデータの不当収集や濫用、事業提携・企業買収・共同研究開発を通じた市場独占など、新たな問題が次々に生じており、検討すべき課題が複雑化しています。それゆえ、新たな問題に柔軟に対応するため「基本」を理解しておくことの重要性が高まっています。

そこで本セミナーでは、第1回は不公正取引方法・私的独占、第2回は業務提携・企業買収・カルテル分野について、それぞれ約5時間かけて基本事項を御説明し、近時のトピックに基本事項がどのように応用されるかについても御紹介いたします。

御多忙中のところ恐縮ですが、貴社における独占禁止法コンプライアンスに御活用いただきたく、御参加いただけましたら幸いに存じます。

敬具

記

日時 【東京】

第1回 2020年2月12日(水曜) 13時15分～18時45分(13時開場)

第2回 2020年2月19日(水曜) 13時15分～18時15分(13時開場)

【大阪】

第1回 2020年1月31日(金曜) 13時15分～18時45分(13時開場)

第2回 2020年3月5日(木曜) 13時15分～18時15分(13時開場)

【福岡】

第1回 2020年2月7日(金曜) 13時15分～18時45分(13時開場)

第2回 2020年3月13日(金曜) 13時15分～18時15分(13時開場)

会場 【東京】 東京大学 伊藤国際学術研究センター 3階中教室

【大阪】 大阪工業大学 梅田キャンパス OIT タワー 201室(第1回) 301室(第2回)

【福岡】 大博多ビル 12階 リファレンス貸会議室 1207室

(定員 【東京】40名 【大阪】30名 【福岡】20名)

お申し込み方法

電子メール件名を「●●会場セミナー参加」〔※会場名を御記載ください〕として、下記項目を明記のうえ、「info@hirayamalaw.com」までお申し込みください。

- ① 第1回御出席者・第2回御出席者 それぞれのお名前・メールアドレス
- ② 御所属企業・団体名 及び御所属部署名

【担当講師】平山賢太郎（平山法律事務所代表弁護士・九州大学法学部准教授）

公正取引委員会審査官及び独占禁止法研究者としての経験と知見をいかし、独占禁止法案件を専門的に取り扱う弁護士です。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員として独占禁止法改正に日弁連の立場から取り組み、公正取引委員会（競争政策研究センター）客員研究員としてプラットフォームビジネスについて公取委幹部職員らとの共同研究に取り組んでいます。

不公正取引事案を公正取引委員会へ申告して立入検査開始の成果を得たり、裁判所に不公正取引差止仮処分を申し立てて認容決定を得たりするなど、独占禁止法を日々の企業活動において積極的に活用するための斬新なアドバイスを御提供しています。

取扱案件の実績や執筆論稿の詳細について、当事務所ウェブサイトをご覧ください。

<https://hiryamalawoffices.com/>

【東京会場】



【大阪会場】



【福岡会場】



HIRAYAMA Law Offices

平山法律事務所

～独占禁止法案件を専門的に取り扱う法律事務所～

公正取引委員会勤務経験を有する弁護士が、独占禁止法・景品表示法関連の法律相談、公取委立入検査・消費者庁調査への対応はもちろん、企業買収の公取委届出手続や外国独禁法に関する御相談にも実務的かつ迅速に御対応します。

代表弁護士

平山 賢太郎 (ひらやま けんたろう)

弁護士 (第二東京弁護士会)・九州大学法学部准教授 (経済法専攻)

経歴

- 2001年3月 東京大学法学部卒業
- 2002年10月 司法修習修了 (55期) 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
- 2007年7月 公正取引委員会事務総局審査専門官〔主査〕(～2010年6月)
- 2010年7月 英国 Slaughter and May 法律事務所出向 (～2010年12月)

法政大学法学部法律学科講師、ロースクール (立教大学・筑波大学) 講師、東京理科大学知的財産戦略専攻准教授及び一橋大学大学院法学研究科講師を歴任

公職就任等

平山賢太郎弁護士は、弁護士会・公取委研究所・大学研究会等の幹事等を務めることによって、実務および研究の両面における最新の知見を獲得しています。

- 日本弁護士連合会 独禁改正問題ワーキンググループ 委員
- 第二東京弁護士会 経済法研究会 副代表幹事
- 東京大学 ビジネスロー比較法政研究センター外国競争法事例研究会 幹事
- 公正取引委員会競争政策研究センター 客員研究員
「プラットフォームをめぐる様々な事業モデルの実証的研究」
- 日本ライセンス協会 理事

国際ランキングにおける評価

平山賢太郎弁護士は、信頼性の高い弁護士ランキングにおいて、日本独禁法分野の代表的弁護士の一人として紹介されています。



- 2013年～ Chambers Asia Pacific
- 2015年～ Who's Who Legal: Competition
- 2017年～ Best Lawyers
- 2015年 Global Competition Review 40 Under 40（日本から唯一の選出者）

最近（2013年以降）の主な取扱案件

平山賢太郎弁護士は、独禁法理論を戦略的に活用して成果をあげてきました。

【公取委への被害申告】

- 独禁法違反行為の被害者である日本企業を代理して取引相手方や競合他社の違反行為を公取委へ申告したところ、公取委が複数の案件について正式審査（立入検査等）を開始

【拘束条件付取引事件】

- 立入検査を受けた日本企業に対して審査対応について助言し、排除措置命令を回避

【不当廉売事件】

- 立入検査を受けた日本企業に対し公取委審査対応について助言し、排除措置命令を回避

【国内カルテル事件】

- 立入検査を受けた事業者・団体に対し審査対応について助言し、排除措置命令を回避

【優越的地位濫用事件】

- 立入検査を受けた複数の日本企業に対し、公取委審査対応について助言

【景品表示法違反（不当表示）事件】

- 複数の案件において、消費者庁措置命令取消訴訟の提起について日本企業に助言

【独禁法民事訴訟・差止仮処分】

- 優越的地位濫用行為に対する賠償請求訴訟において、外国企業に助言
- 優越的地位濫用行為に対する差止・賠償請求訴訟において、日本企業に助言
- 取引拒絶行為の差止めを求める仮処分申立において、日本企業に助言
- 特許権濫用の差止めを求める複数の仮処分申立において、複数の日本企業に助言
- 特許侵害差止訴訟提起の差止めを求める独禁法違反行為差止訴訟において、複数の日本企業に助言
- 税関での特許権侵害物品輸入差止において、独禁法の観点から日本企業に助言

【企業結合審査事件】

- 様々な第二次審査（詳細審査）案件において、外国・日本企業に対して助言
- 各国当局への企業結合届出について、各国弁護士と協働して助言

【社内調査】

- 独禁法違反行為について、国内法人の調査委員会委員に就任して調査報告書を作成

【国際カルテル事件】

- 様々な業種の日本企業・外国企業に対し、各国当局審査対応について助言
- 様々な業種の日本企業従業員に対して、米国・豪州当局による刑事事件調査への対応（犯罪人引渡条約に関する検討を含む）について助言

事務所所在地・連絡先

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-4-16 東京建物八重洲ビル 3階 +OURS 内

電話 03-6823-5318 / 080-7842-9141 メール kentaro@hirayamalaw.com

Website : <https://hirayamalawoffices.com>